

静岡県人事委員会は、人事記録に関する規則の全部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

静岡県人事委員会委員長 小川良昭

静岡県人事委員会規則 2-9

人事記録に関する規則

人事記録に関する規則(静岡県人事委員会規則 2-3)の全部を改正する。

(この規則の目的)

第1条 この規則は、地方公務員法第8条第1項第1号の規定に基づき、人事記録に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(人事記録表の作成)

第2条 任命権者は、その任命に係る職員に関し、次に掲げる事項を記載した人事記録表(以下「人事記録表」という。)を作成しなければならない。

- (1) 氏名及び生年月日
- (2) 学歴及び職歴に関する事項
- (3) 試験及び資格に関する事項
- (4) 勤務の記録に関する事項
- (5) 給与の記録に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、任命権者が必要と認める事項

2 前項各号に掲げる事項が、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。)により記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるときは、当該記録をもって同項に規定する人事記録表に代えることができる。

(人事記録表の保存)

第3条 人事記録表は、任命権者が永年保存するものとする。ただし、人事記録表を保存する任命権者が、人事管理上の事務の遂行上その必要がなくなつたと認めるときは、その時以後保存することを要しない。

(人事記録表の移管)

第4条 職員が任命権者を異にして異動したときは、異動前の任命権者は、当該職員の人事記録表を異動後の任命権者に移管するものとする。

(人事記録の調査及び提出)

第5条 人事委員会は、必要があると認めるときは、人事記録について調査し、又は任命権者に人事記録表の写しの提出を求めることができる。

(非常勤職員及び臨時的任用職員についての特例)

第6条 非常勤職員及び臨時的任用職員の人事記録表の作成及び保存については、第2条及び第3条の規定にかかわらず、必要に応じ任命権者が定める。

(その他)

第7条 この規則の実施に関し、必要な事項は人事委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。